

平成 21 年度

# 包括外部監査結果報告書の概要

---

県税の賦課徴収事務について

宮城県包括外部監査人 柴田純一

平成 22 年 3 月



## 平成 21 年度 宮城県包括外部監査結果報告書の概要

### 第 1. 監査の概要

#### 1. 選定した特定の事件

県税の賦課徴収事務について

#### 2. 特定の事件を選定した理由

平成 20 年度当初予算によれば、県税収入は歳入の 36.2%を占める県の最大の財源である。また県税収入の金額は、平成 16 年度決算額の 2,394 億円から平成 20 年度予算額の 2,840 億円へと 18.6%の増加をみせており、この 5 年間は連続して増加傾向にあった。

しかし、昨今の急激な景気後退や法人事業税の一部国税化などにより、平成 21 年度当初予算では県税収入は 2,405 億円と対前年度比 15.3%減少して、5 年前の水準まで落ち込むことが予想されている。さらに、一般会計と企業会計を合わせた県全体の収入未済額の推移をみると、経済環境の悪化等を反映して、平成 20 年度末では 5 年ぶりに 100 億円を超えている。そのうち県税は約 8 割を占めており、県税収入未済額への対応の適否が県財政へ与える影響は小さくない。

国からの税源移譲や課税自主権の強化（宮城県では平成 20 年 3 月から法人事業税の超過課税である「みやぎ発展税」が創設されている。）等の財源拡充が図られるなど、県税を取り巻く制度改革が進展する中で、そして経済・社会環境が激変している中で、県税収入を安定的に確保し、県政を円滑に進めていくためには、税務行政の適切な執行体制を整備・運用することは不可欠な前提となる。

以上から、課税の公平性、適正性を図り、収入率を上げることは県にとって重要な課題であり、県民にとっても大きな関わりをもつものであることから、県税の賦課徴収事務が関係諸法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的、合理的に行われているかを検証することは有意義であると考え、テーマとして選定した。

#### 3. 監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	柴 田 純 一
同 補助者	公認会計士	小 川 高 広
同 補助者	公認会計士	有 倉 大 輔
同 補助者	公認会計士	荒 井 公 尊
同 補助者	公認会計士	飛 松 教 子
同 補助者	公認会計士・公認情報システム監査人	山 根 徹 也

## 第2. 監査の結果及び意見

### 1. 法人二税

#### 指摘 1 所得金額調査書の利用状況 (本文 45 ページ)

税務総合管理システムでエラー扱いされたものについては、毎月、所得金額調査書という一覧表が出力されている。所得金額調査書に記載された法人については国税資料を入手し、県に提出された申告書と照合し、その結果、一致していれば是認処理をし、不一致の場合は更正処理等を行うことになっている。今回、いくつかの県税事務所においてその利用の実態に関して質問と調査を行った結果、各県税事務所における所得金額調査書の利活用状況は一律ではなく、県税事務所によって相違がみられた。利用状況が不十分な県税事務所においては、改善措置を講ずる必要がある。

所得金額調査書の利用に対する税務職員の認識の問題についても、エラーメッセージの区分がどのような状態にあることを意味し、何を調査し、どのように対応すべきかが明確になっていない県税事務所がある。一方、担当者ベースで手順書を作成し網羅的にエラーを解消している県税事務所もあり、非常に有効な方法と思われた。

収入率の改善に寄与すると思われる所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について、県は一層の配慮を用い、全県統一的な事務処理が行われるよう改善すべきである。

#### 意見 1 事務処理ガイドライン等の作成 (本文 48 ページ)

税務総合管理システムへ申告データを入力するところまでは、時系列に沿って事務的に作業を進める部分であるが、その後の課税標準等の調査と税額の確定は、個別、具体的に専門性を発揮して遂行されなければならない事務処理である。この部分については、「自主決定法人の調査要領」(昭和 63 年 7 月 28 日税 128 号、最終改正平成 12 年 4 月 3 日)と「外形調査マニュアル」(平成 19 年 3 月)の 2 つの規範はあるが、それ以外に、作業手順等を示したものはないようである。

課税事務を担当する職員としては、何を目的として、いつ、どのように行うべきなのかが、具体的に文書で、又は視覚的に認識できることは、事務の効率化、標準化にとって有用である。新たに配属された職員にとっては、なすべきことが明確になっていることは執務時間の短縮につながり、また、事務の正確性を確保する上でも有益である。以上から、所得金額調査書に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。

#### 指摘 2 収入金課税法人に対する調査の実施 (本文 51 ページ)

電気供給事業者 4 社のうち 2 社については平成 21 年度において調査が実施された。D 社は収入金課税、分割基準、所得課税の 3 項目について実施したが、H 社については外形標準課税部分のみが調査対象となっており、収入金課税と分割基準に関しては調査の対象外とされていた。調査が実施されていない E 社は、分割された課税標準が極めて少額なため、調査の必要性が認められなかったものである。

ガス供給事業者については対象 5 社のうち、S 社は平成 19 年度に、I 社は平成 20 年度

に、L社は平成21年に調査が実施されたが、L社は電気供給事業者であるH社と同様に、外形標準課税部分のみが調査対象で、収入金課税と分割基準に関しては調査が行われなかった。未だに調査が実施されていないF社とO社のうち、O社は平成19年度に事業開始したばかりなので、調査の実施はこれからである。

H社とL社は過去の調査記録がないため、今まで実施したことがあるのかが不明であり、平成21年度の調査は実質的に初めての調査といえる。この調査が外形標準課税の調査目的であったにせよ、収入金課税と分割基準についても併せて実施すべきであった。また、F社は調査の実施計画を検討すべきである。

### 意見 2 収入金課税法人に対する調査実施体制 (本文 51 ページ)

E 県税事務所における収入金課税法人に対する調査結果は、平成14年12月期から平成18年12月期までの5年間で36万円の増額更正であったが、調査過程においては課税標準とすべき収入金額の判定、経費の按分、区分経理など、地方税法や同施行令、同取扱通知、県税条例などに規定されたチェック項目が数多くあり、調査には高度な専門性、あるいは熟練が求められると思われるものであった。

現在、収入金課税法人に対する調査の時期や手法は各県税事務所の判断に任せられているが、県全体でも対象法人数は少ないこと、内容が複雑であることから、総務部税務課組織の中に専任者を置き、そこで集中的に調査を実施した方が、調査レベルの統一が図られ、慣れない県税事務所担当者による不効率を回避できるものと考えられる。現行の体制で調査を実施する場合には、総務部税務課において調査未実施の法人をなくすような目配りが必要である。

### 指摘 3 医療法人等に関する所得金額の確認 (本文 52 ページ)

自主決定法人の中で最も法人数が多い医療法人等の所得金額の確認状況について、いくつかの県税事務所を訪問して監査した結果、添付書類なし、追加資料の未徴求、添付書類との照合・確認作業未実施の問題が検出されているので、改善が必要である。

### 意見 3 医療法人等の調査方法に関する規定 (本文 53 ページ)

医療法人等の調査に関する今回の監査で、一般調査(実地調査)が実施されている事例はなかった。県が定めた規定である「自主決定法人の調査要領について」(昭和63年7月28日税第128号、最終改正平成12年4月3日)によれば、簡易調査ができる場合は以下の場合に限定されている。

- (イ) 所在不明等で、除却すべき事業年度以前のもの
- (ロ) 非課税事業のみを行っていることが客観的に明らかなもの
- (ハ) 直前事業年度の一般調査の際に指導したとおりの方法によって課税標準額が算定されているもの
- (ニ) 申告書の提出があり、調査済みの事業年度から引き続き欠損である法人で、その按分基準に著しい相違がないと認められるもの
- (ホ) 税務官署が休業等の事由により除却しているもの
- (ヘ) 解散又は他都道府県へ転出したために一般調査が不可能なもの

上記の場合はどちらかといえば例外的なケースであり、普通に運営している医療法人等はすべて一般調査（実地調査）の対象という解釈になる。

普通に運営している医療法人等に関しては、国税資料及び添付書類に依拠する形での検証で足りるものと考えられることから、例外的あるいは特殊なケースにこそ一般調査を実施した方が合理的である。現状は一般調査が実施されている事例はなく、収集した資料に基づいて机上で調査を行う簡易調査ですら、添付書類との照合、計算チェックがなされていないところがあるなどの問題が認められた。したがって、簡易調査を充実させることがまず重要であり、かつ、効果的であると考え。そして、それに合わせた県としてのルールの改定を検討することが必要と考える。

#### 意見 4 外形標準課税調査と分割基準調査（本文 55 ページ）

外形標準課税制度は平成 16 年度から導入され、平成 20 年度では対象法人で県内に本店のあるものが約 340 社、その外形標準課税部分の調定額は 2,156 百万円と法人事業税全体の 2.8%を占めている。一方、分割法人について県内に主たる事務所等を有する法人は 1,518 社あり、そのうち資本金 1 億円以上の法人は 193 社である。

平成 20 年度の調査実績において、多額の修正税額が生じている事例は分割基準の計上誤りによるものである。具体的には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づかない子会社からの派遣社員を、本県の従業者数にカウントしていなかったことによるものである。それ以外は比較的税額の増減が少なく、減額更正が多いのも全国的な特徴である。

今回の監査では、5 つの県税事務所で外形課税調査の実施内容に関する書類を閲覧した。その結果、調査は「外形標準課税の手引」、「外形調査マニュアル」（いずれも平成 19 年 3 月）に従い、適切に実施されていると認められた。

同時に実施される分割基準の調査においては、労働者派遣法に基づかない子会社からの派遣社員の数や、製造業における工場従事者の人員換算の誤りなどが指摘されているが、こうした問題は外形課税法人以外においても当然あり得ることであり、資本金 1 億円以下の法人について分割基準の調査を実施していないことに関しては検討の余地がある。

宮城県内の資本金 1 億円未満の分割法人数は、平成 20 年度税務統計書から 1,300 社程度とみられる。これらの法人は従業者数の少ない法人が多く、調査の費用対効果を考えると調査実施の優先度、あるいは効果が低いという県側の認識がある。確かに経済性、効率性を考慮すれば調査範囲を拡げることに慎重になるのは当然のことであるから、最初はその中でも大規模法人、あるいは外形課税調査での指摘事項の分析から、間違いやすい項目や業種に焦点を絞って試験的に調査に着手し、ある程度の調査結果のデータを蓄積してから、今後の調査の要否、方針を検討することは有効である。現在のように調査を実施しないのであれば、実施しないことについての理由を明確にしておく意味でも何らかの根拠資料を持っていることは意味がある。実際に調査した場合にどのような結果が出るかは分からないことなので、まずは実態を掴むことが必要と考える。

**意見 5 連結申告法人、外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査（本文 57 ページ）**

自主決定法人の中でも特殊な例に属すると思われる連結法人と外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査に関してヒアリングした結果は、ほとんどの県税事務所で該当する法人がないか、若しくは、あまり意識されることはなく、したがって調査も実施していないということであった。その中で、ある県税事務所においては連結法人について明確に確認作業を実施している。それが可能な理由の一つとして、管轄の税務署において、通常法人と連結法人とが冊子により区分されて国税資料（連結申告届出書）が閲覧できるようになっており、そのデータを持ち帰り、県の税務総合管理システム上の所得金額と法人税額を照合して一致を確認している。したがって、管轄内の連結親法人（1社）と連結子法人の数（34社）も把握されており、リストアップをして調査履歴、てん末を確認することも可能な状態になっている。

外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人については、国内の事務所等に帰属する所得等を課税標準とするものとされており、国外の事務所等に帰属する所得等をその総額から控除することとされている。この国外の事務所等に帰属する所得等は法人県民税及び法人事業税の申告書である第6号様式に添付される各種別表に記載されているが、それが国税資料と一致しているかの確認となると、税務署で閲覧できるのは法人税申告書の一番上にある表（別表1）のみであったり、コピー不可であったりしてなかなか困難であり、実際に照合は行われていない状況にある。ただし、前述のように、税務統計書の「法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調」に記載されている外国の事業に帰属する所得の減算処理を申告している法人はわずかに2法人のみであるから、この調査の必要性を論じるにはあまりに数が少ないといえる。

地方税法第72条の41の趣旨に従い県が行うべき調査とは何かという観点からみたとき、連結申告法人の場合は確認を実施している県税事務所があるわけであるから、他の県税事務所においても実施する方向で関係機関への働きかけをすることが必要と考える。

**意見 6 不申告法人への対応（本文 62 ページ）**

不申告法人が4,343件、休業中の法人が2,940件、清算中の法人が2,002件、所在不明法人が1,113件あり、この法人数をいかに減らしていくかが課題である。ただし、休業中の法人と清算中の法人については単に数を減らしていくのではなく、総務部長通知にしたがって実態判断を厳格に行い、課税の可否を適切に決定していくことが重要である。

公益法人等（特定非営利活動法人を含む。）については、まず全納税義務者数を把握する必要がある、その上で、不申告の原因を調査・分析すべきである。

無届法人については図表42にみられるように、届出のしようようをした件数に対して届出された件数は半分に満たず、さらに申告された件数は1割程度でしかない。これは、届出のしようようをした件数には納期限が到来していないため申告しようようをしていないものが含まれているためであるが、申告された法人二税は49件で17,185千円（1件平均351千円）と、この効果は小さくない。したがって、新規設立法人の把握はもちろん

重要であるが、それにも増して届出のしようとともに申告しようようをした先からの届出件数と申告件数を増やすことにもっと重点をおいて、積極的に取り組むことが必要と考える。

不申告法人に対して申告しようようした結果は、処理された件数が 913 件、法人二税の税額は 10,762 千円であるから 1 件平均は 12 千円と、無届法人の場合に比べるとかなり低い税額である。申告しない法人には、業績不振の会社や実質的に事業廃止している会社が多いものと考えられる。また、税務統計書からみた不申告法人の処理割合は 17.4%であるから、まだまだ処理を加速させる余地が残っているものと考えられる。

休業法人等については、平成 20 年 3 月に総務部長通知が出たことによっいままで判断に迷っていた部分が明確になったので、今後は統一的な取扱いが可能になり、適正な課税が行われることが期待できる。なお、PDCAサイクルの思考からすると、Check と Action を実践するために、個別に検討を要する事案については当該法人に対する確認作業の履歴、てん末を記録に残し、その結果を分析することが重要である。

結局は、入り口の段階で新規設立法人の捕捉や不申告法人の把握を可能な限り広げることと、出口のところでは申告しようようの結果、申告等につなげる割合（処理割合）を高めることに尽きるということになる。

入り口の部分では三税協力体制を強化するほかに、各県税事務所の置かれた状況、環境の中で独自の取組を展開することが求められる。

出口の部分では申告しようようをした後の申告・更正・決定等の割合をいかに高めるかが重要であるが、この点に関しては、前に取り上げた所得金額調査書の活用が非常に有効な手段となる。県税事務所によって利用の程度にばらつきがみられたのは前述のとおりであるが、これの県全体のレベルアップを図ることにより相応の成果が得られるものと考えられる。

県では、「宮城県税収確保対策 3 か年計画」において、主に収入未済額、あるいは滞納税額の縮減といった徴収事務に重点をおいた即効性のある計画を策定している。今回、ここで取り上げた問題は課税事務に係る事柄であり徴収事務に関する対策のような即効性はないかもしれないが、県の税収確保の観点からは課税体制を整備、強化することにより、長期にわたり安定的な税収確保の基盤を構築するという点で極めて重要な意味をもつものとする。



## 2. 個人県民税

### 意見 7 個人県民税収入台帳の作成方法 (本文 74 ページ)

「個人県民税収入台帳」の作成手段が県税事務所ごとで異なっている。この台帳を作成する目的からすると、表計算ソフトで作成してA4 版の紙で保存することの方が、計算誤りも少なく保管方法としても適している。無駄な労力を省くためにも、各県税事務所ですでに作成しているデータを税務課で入手し、最も優れていると思われる様式を決定した上で、すべての県税事務所に送って統一様式として使用した方が効率的と思われる。

### 意見 8 個人県民税課税状況報告書の作成方法 (本文 75 ページ)

市町村から報告される「個人県民税課税状況報告書」の様式については、県税条例施行規則様式第 42 号で定められているが、現状では大半の市町村が表計算ソフト (A4 版) で作成しているものの、中には依然として B4 版の複写式手書様式で作成して提出してきている市町村もある。作成者側の市町村も、報告書の提出を受ける県税事務所側でも、当然計算チェックは必要であることから、手書きの報告書を作成し続ける限り、労力はおおよそ 2 倍になると考えて差し支えないであろう。もちろん、表計算ソフトで作成しても計算チェックは必要な手続ではあるが、少なくとも作成する側の労力は軽減されるはずである。個人県民税の賦課徴収が市町村に委ねられている以上、市町村で余分にかかっている事務負担を軽減させることに、県としても積極的に関わっていくことが望まれる。

### 指摘 4 個人県民税払込通知書の原本保管 (本文 75 ページ)

市町村は、個々の納税者から個人住民税として徴収した金額のうち、個人県民税に相当する金額を、県指定の金融機関の口座に現年課税分と滞納繰越分とに分けて毎月振り込むこととなっている。この払い込みに合わせて「個人県民税払込通知書」を県税事務所に提出するとともに、指定金融機関の領収印を押印した「個人県民税領収済通知書」も県税事務所に送付することとなっている。往査した県税事務所の中で、市町村から徴求する「個人県民税払込通知書」について、ファックスしか保管されていない市町村があった。当初に提出された通知書に修正箇所が出てきたため、修正後のものを取り急ぎファックスで送付してもらったものの、修正後の原本の徴求を失念してしまっていたことに起因する事例である。緊急を要することとしてファックスで取り寄せることは問題ないが、最終的には修正後の原本を送付してもらって保管しておくべきである。

### 指摘 5 個人県民税領収済通知書のコピーによる保管 (本文 75 ページ)

往査した県税事務所の中で、「個人県民税領収済通知書」をコピーして保管している県税事務所があった。担当者に理由を聞いたところ、すべての「個人県民税領収済通知書」のコピーを取って、これに基づいて「個人県民税収入台帳」を作成し、念のためにコピーを収入台帳とワンセットで保管しているということであった。「個人県民税収入台帳」の内容が慎重に記録され、正確に上長のチェックを受けたのであれば、少なくともコピーの保管は不要である。さらにいえば、収入台帳を作成するために、わざわざコピーを取るのも資源の無駄遣いと考えられる。

#### 意見 9 調定整理簿の作成方法 (本文 76 ページ)

個人県民税に限らずすべての税目において、手書きでの「調定整理簿」の作成が義務づけられている。「調定整理簿」は「調定決議書」及び「調定整理簿」が改ざんされるのを防止するために時系列でチェックしていくことに最大の目的がある。このチェック機能を果たすためには現在の紙ベースによる管理が必須のものであるのか、表計算ソフト等によるデータ管理に移行できないものであるのかを検討することが必要と考えられる。

#### 意見 10 県税事務所に対する現地調査 (本文 77 ページ)

徴収事務に関しては、総務部税務課納税班が収入対策、滞納縮減等を目的として各県税事務所を訪問し、意見交換等を行っている。また、課税事務に関しても、ある特定の個別事案に係る指導等を行うことを目的として、総務部税務課課税班から各県税事務所への訪問が行われているものの、定期的な現地調査はここ数年実施されていない。

総務部税務課の業務内容が「課税事務の企画指導及び調整に関すること」であるならば、本庁において各県税事務所の班長や担当者を招集して行う会議等でルールを説明するだけでなく、各県税事務所の担当者等が決められたルールどおり適正に業務を行っているかどうかについて調査指導することも重要なことであり、今後はすべての県税事務所、地域事務所に対して、例えば年 1 回は必ず見て回るといように定期的にチェックしていくことが望ましい。

#### 意見 11 市町村に対する定期的な調査 (本文 77 ページ)

地方税法において、県は、市町村や政府の個人県民税等の賦課徴収に関する書類を閲覧し、記録する権利のあることが規定されており、県税条例において、県は市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関する必要な報告を求めると規定されている。このような規定があるものの、県では、市町村から県税事務所に提出のあった「個人県民税課税状況報告書」等の記載内容についての疑義及び徴収に関する市町村との情報交換に必要な書類の閲覧がある場合を除いては、市町村に対して書類の閲覧や記録を目的とした現地調査は行っていない。

管轄する市町村の数でいえば、最も多い大河原県税事務所 (9 市町) を除いては大半が 3 ~5 市町村であり、県税事務所の職員が管轄する市町村に対して 1 年の間にすべて現地調査して書類の閲覧や調査記録を作成することは、1 ヶ所当たり 1 日というようなスケジュールであれば、決して不可能なことではないと推測される。民間企業で浸透してきている内部統制の発想を取り入れ、総務部税務課から各県税事務所へのチェック機能、各県税事務所から管轄する各市町村へのチェック機能を働かせることにより、各市町村を含む県全体の事務処理能力のレベルが上がっていくことが重要なことである。そのことが課税体制の充実強化、ひいては現年課税分の収入率の改善につながっていくものと考えられる。

さらには、より広範囲な専門的知識を持った第三者の立場から検証することにより、現場作業における事務の効率化、無駄の排除につながるようなアドバイスができる可能性もあり、調査を受ける側にとっても有益な場合が多いと考えられる。

**意見 12 県内に住所を有しない者に対する均等割課税 (本文 79 ページ)**

県内に住所を有しない者に対する均等割について各市町村でどの程度課税されているかについての定期的な調査は行われていない。今回の監査を通じて調査してもらったところ、県内に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町村内に住所のない人の宮城県全体における均等割課税の実績は、平成 20 年度で 5,514 件 (5,514 千円)、平成 21 年度の期中で 5,770 件 (5,770 千円) となっていることが判明した。

個人県民税の均等割は 1,000 円であるから、仮に追加で課税することができたとしても税収増にはほとんど寄与しないであろうこと、つまり費用対効果が低いことは容易に想像できるが、各市町村でどの程度の課税が行われているのかについて継続的にデータ収集を行っていくことは有益なことと思われる。このような観点での調査項目を、前述の意見 11 の調査項目に追加することは意味があるものと考ええる。

**3. 個人事業税**

**意見 13 税務署からの資料収集コスト (本文 86 ページ)**

税務署における確定申告書のコピー等の収集にかかっているコストのイメージをつかむために、往査した 7 県税事務所の担当者からヒアリングした結果、延人員数の合計は 331 人であり、仮に 1 人/日 25 千円の人件費が発生するとすれば約 8 百万円のコストとなる。コピー枚数の合計は 127 千枚となり、単価は正確な金額ではないが、これを仮に 10 円とすれば 1 百万円程度のコストとなる。

このコストについては、個人事業税の定期賦課に係る調定方法の現状の枠組みの中では、やむを得ないものであると考えられる。法人二税のように県に対して直接申告書が提出されるものと異なり、課税対象者や課税対象金額の把握のために、税務署に出向いて資料収集を行わざるを得ない状況にあるのであり、また、個人県民税のように市町村から「個人県民税課税状況報告書」の報告があり、それに基づき調定が行われるものとも異なるからである。

個人事業税は調定金額の規模の割に調定作業のコストがかかっているということが出来る。地方税の課税の基礎となる申告書が地方自治体 (県) に提出されないということが根本的な原因と考えられるが、納税者の利便性を考慮して現行の申告制度が運用されているのであるから、税を徴収する側において、課税情報の上手な橋渡しを工夫することが検討されるべきであると考ええる。

この点について、現在、総務省、国税庁、社団法人地方税電子化協議会の三者間において、平成 23 年 1 月より、国税データを地方税データに還元できるようにしていくことを協議中である。これが実施に移されると、現在、全国の地方自治体で行われている上記のような国税資料の収集作業が相当程度軽減されるであろうと推測されることから、その実現を強く望むところである。

#### 意見 14 不動産貸付業の認定 (本文 87 ページ)

県では個人事業税における不動産貸付業の認定に関して、「個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について」(平成 14 年税第 106 号)で規定している。この基準によれば、5 棟、10 室等の数量判定基準に満たない場合は原則として課税されないこととなるが、実態にそぐわないケースがあることから、平成 21 年 8 月 19 日付で『個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について』の一部改正について(通知)(税第 84 号)が発出され、数量判定基準未満であっても、その賃貸状況からみて課税しないこととすれば著しく他との均衡を失うと考えられるものについては課税対象とすることが追加された。また、同日付けで「個人事業税における不動産貸付業の認定について(通知)(税第 85 号)が発出され、上記の改正点に関して、課税事務の統一かつ迅速な執行のために、平成 22 年度課税分(平成 21 年度分の所得に係るもの)から、建物の貸付けに係る収入金額が年 1,000 万円以上のものについては、貸付件数にかかわらず不動産貸付業と認定することとされた。

この具体的な基準に関しては、宮城県を除くすべての都道府県においては既に具体的な数値基準を定めて個人事業税の課税対象を明確にしていることから、宮城県でも遅ればせながら導入されたものである。新しい取扱いに際して、平成 20 年度の不動産賃貸収入が 700 万円以上であり、個人事業税の対象外となっている事業者を対象として、「個人事業税(不動産貸付業)の取扱いについて」という文書を平成 21 年 9 月に発送している。発送の対象となった事業者数は約 1,600 先であり、このうち平成 20 年度の不動産賃貸収入が 1,000 万円以上の事業者は県全体では把握できていないものの、ヒアリングした結果からすると、半数程度はあるものと推測される。

平成 14 年の改正の検討開始から制定まで時間がかかってしまったが、負担の公平と今後の税収増につながることであるので、積極的に推進していただきたい。

#### 意見 15 税務総合管理システムからの出力帳票 (本文 88 ページ)

定期賦課事務フローにおいて、税務総合管理システムから出力する帳票類のうち、何を出力し、保管しておくかについては、各県税事務所によって対応がまちまちである。特に「あて名候補リスト」、「所得控除失格リスト」、「省略削除リスト(削除チェックリスト)」については使用頻度が低いようである。

このうち「所得控除失格リスト」は、所得が事業主控除額である 290 万円以下の事業者にかかるリストであり、前年度まで個人事業税の課税対象であった事業者が当年度の課税対象から外れた場合に、非課税対象であることが正しいのかを確認するために利用されている。したがって、当該リストに載っていることさえ確認できればよいのであり、必ずしも紙で出力し、保管しておく必要性は認められない。しかし、現状の税務総合管理システムでは、当該リストを画面上で検索し確認することが不可能な設計となっているため、わざわざ全ページを出力しなければならないのが実状である。「所得控除失格リスト」をロックしなければいけない特別な理由がないのであれば、また、システム変更にも多額の金額を要するのでなければ、「所得控除失格リスト」の内容を画面検索できるように変更することが、コストの削減に寄与するものと考えられる。

#### 4. 利子・配当等に係る県民税

##### 「指摘又は意見」なし（本文 92 ページ）

県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税事務については、金融機関等、配当等の支払いを行う者、証券会社等が特別徴収義務者となりチェックしているため、誤謬が発生することはほとんど考えられない。また、滞納が発生する状況にはないので、この3税については指摘又は意見として記載すべき事項はない。

#### 5. 不動産取得税

##### 意見 16 自主評価物件の評価体制（本文 105 ページ）

県が実施する評価対象物件は各県税事務所では基準は異なるものの、いずれも非木造家屋で一定規模以上のものである。この自主評価物件の中から、実際の課税例を2件抽出し、評価の適時性について検討した。

[事例1] . . . . .

評価物件の内容	大型ショッピングモールに関する評価
課税日（納付書発送日）	平成21年10月※
調定額	126,924千円

※ただし、テナント分（74件）についてはオーナーとテナントの協議成立後の平成22年1月に課税予定（総額 10,992千円）。

上記の評価作業については、約半年がかりで実施したとのことである。原則として一棟の建物は一括して評価を実施するが、テナントが多く入居している物件の場合で、テナントごとの課税（内装など）をオーナーが希望する場合、テナントごとに分割した評価をさらに実施しなければならず、かなりの長期間にわたる場合があるとのことである。

原始取得（採用分）の場合、物件の評価額データを4月頃に市町村から入手し、5月から6月にかけて課税計算を実施する。上記のような大型物件がこの課税計算時期に重なると、通常の課税計算を優先するため評価作業が中断することもあるとのことであった。また、上記の物件の場合、不動産取得税の課税が大幅に遅延することはなかったが、市に対する評価通知が遅延したために、市で本来4月に行うべき固定資産税の課税が、8月まで延期となってしまった。

[事例2] . . . . .

評価物件の内容	大規模宅地造成に関する評価
課税日（納付書発送日）	平成20年8月～平成20年10月（4回に分割）
調定額	77,920千円（課税件数1,008件）

この物件は、平成18年9月に当初の開発会社（民事再生法適用）から、課税対象となった会社（以下、B社という。）が取得したものである。

この事例では、B社が平成18年9月に土地を取得してから課税までに約2年が経過していることに注目したい。ただし、本事例は特異稀なケースであり、通常はここまで課税時

期が遅延することはないということである。

承継取得の場合、本来市町村からの評価額を基礎として課税額を算出するため、通常、納税者が不動産を取得してから約3～4ヶ月後には課税される。

しかし、上記の物件については、通常の承継取得の課税時期との比較が単純にできない以下のような事情があった。

- 市町村からの通知に価格情報がなかったため、県税事務所で価格を算定しなければならなかった。
- 取得に関する事情（民事再生法が適用となった会社からの取得）を考慮した評価額にして欲しいとのB社からの要請があり、その交渉にも時間がかかった。
- 宅地造成の場合、区画ごとに評価額を算出するが、上記の課税件数から分かるように、当該物件はかなり大規模な宅地造成である。

このような特殊事情を考慮しても、課税までに約2年間を要したことは時間のかかり過ぎであり、これでは適時に評価及び課税を実施しているとはいいがたい。

さらに、B社も平成20年10月2日に民事再生法適用となったため、平成21年11月末現在で約59百万円が未納となっている。今後3年間で全額回収される計画となっているものの、もし、より早い時期に課税されていたならば、このような滞納も回避されるか、発生しても少額であった可能性がある。

平成20年度の原始取得の調定件数は5,037件である。この計算を、市町村の評価額採用分は約2ヶ月で実施しなければならず、県の自主評価分については8月頃から年度末にかけて実施しなければならない。また、承継取得については年間を通じて随時、課税計算を行っている。したがって、評価に手間のかかる自主評価物件が発生すると、評価物件自体について適時な課税ができない可能性があるばかりでなく、その他の課税計算へも影響を及ぼす可能性がある。

現在は、評価及び課税事務はすべて各県税事務所において担当することになっている。この体制に、一定規模以上の自主評価物件については、別途専門のチームが一括して引き受ける体制を加えることができないであろうか。特に仙台市内及び近郊では、大型物件が多く発生する可能性が高いため、このような専門チームを組成することにより、より効率的な課税事務を行うことが可能と考えられる。ただし、常時、大型・特殊物件があるとは限らないので、機動的に動けるチーム編成に配慮すべきであろう。そのためには各県税事務所の枠を超えた組織運営の柔軟性も検討される必要がある。課税の適時性を確保するため、一定規模以上の自主評価案件については、各県税事務所のルーチンワークから独立した専門化、分業化したチームが取り扱うことにより、より効率的で適切な課税体制が整備されるものと考えられる。

#### **意見 17 申告書の受付事務（本文 110 ページ）**

不動産取得税の申告書を受理する場合に、仙台市内の3県税事務所では、窓口受付分について申告書の記載内容と添付書類の内容に相違がなければ申告書の裏面に確認済みのチェックマークを残し、コピーをとらずに返却することとしている。それ以外の県税事務所

における取扱いはまちまちである。コピーをとって返却する場合や、上記と同様の対応によるところもある。

コピーを残すのは、後で再確認が必要になる場合があり得ることを想定しているものと思われるが、特殊な事例は別としても、通常の場合は窓口での現物確認で足り、もし後で必要となれば納税者に対して再度確認すれば済むことである。したがって、仙台市内の3県税事務所と同様の手続で課税事務上、不都合がないと考えられるので、事務作業の省力化、県内での処理の統一化、コスト節減のためにも他の県税事務所でも同様の処理をするよう検討してはどうかと考える。

#### **意見 18 税額計算の効率化（本文 111 ページ）**

不動産取得税の税額計算について今回、2つの県税事務所において申告書を任意に抽出し、税額計算の検証を行った。その結果、すべて適切に計算されていた。ただし、税額計算を行う際に県税事務所では市町村からの価格評価データをすべて紙面で受領しており、この紙面に、課税金額を手で計算し、記入していた。

平成20年度の県全体の課税件数は、年間3万件（現年課税分）を超えている。現状は、これらの課税計算をすべて手計算で実施しているが、市町村からの価格評価データを電子データで入手し、このデータを用いて課税計算を機械的に実施することができるのであれば、事務負担が相当に軽減されるものと推測される。

市町村との取決めやシステム開発等初期投資の問題もあるため、早急に実現可能ではないかもしれないが、業務の効率化が図られ、前述した特殊評価事案に対する人的資源配分にも資することになると考えられるので、今後、税務総合管理システムの変更が行われる際には、あるいはそれ以前であっても是非とも検討を望むものである。

## **6. 自動車税**

#### **意見 19 各県税事務所における収入率の差異（本文 119 ページ）**

今回、県税事務所ごとに過去5年間の収入率の推移を分析した上で、各県税事務所に対して現年課税分の収入率の向上のための取組の内容、その取組以外に収入率に影響を与える要因の有無、滞納繰越分の収入率についても取組の内容、平成20年度の収入率変動要因についてのアンケートを実施した。その結果、収入率向上のための取組方法、手段については県税事務所間で大きな差異は認められなかった。

収入率の向上のための取組以外に収入率に影響を与える要因については、コンビニ収納等の納付方法の普及拡大、県下一斉キャンペーンの実施、マスコミを通じた広報活動などを挙げているところが多く、中には「当所管内は、元来、納税意識が高い地域と考えられる。」という回答もあったが、「特になし」も半数ほどあった。

滞納繰越分の収入率の向上については財産調査の実施、差押処分の強化を挙げているところが多く、また、収入率が低下した要因としては、地域経済の悪化による担税力の低下を指摘する回答があった。

各県税事務所のこのような現状から、課税件数の多寡と各地域の個人所得の水準が、そ

それぞれの県税事務所の収入率に重要な影響を与えていないかどうかを検討してみたが、調定額（課税件数）と収入率の間にも、また、一人当たり所得金額と収入率の間にも明確な相関関係は認められなかった。

このように、課税件数の多寡や所得水準といったいわば外形的な要因と収入率との間に明確な相関関係が認められないとするならば、県税事務所間の収入率の差異は何によって生じているのかを考えると、一つのヒントとして前述の文書照会に寄せられた「当所管内は、元来、納税意識が高い地域と考えられる。」という回答が注目される。この納税意識の高低が収入率に影響を与えているのではないかと思われる。

そうであるならば、県として現在も積極的に行っている納税意識を醸成していくためのあらゆる手段、方法をより強力に推進していくことが必要であり、さらに、収入率の高い県税事務所の手法を手本として、これを広く県全体で実施していくことを検討すべきである。

#### **意見 20 車検期納税（本文 123 ページ）**

自動車税の滞納が生じる要因の一つとして「車検期納税」がある。これは、車検時に自動車税の納税証明書が必要であるが、車検を受ける以前に自動車税が未納であっても重大な不都合が生じないことから、車検時に当年度分と過年度分をまとめて納付する行為を指す。このような行為が許されるのであれば、1 年分を滞納し車検時にそれを解消することが常態化し、廃車時点では未納付のままその後不納欠損に至るおそれが生じてくる。

この問題の解決策としては、「自動車税の車検時徴収制度の創設」が考えられる。「車検時徴収制度」とは、車検時に次回車検までの自動車税を前払い方式で徴収する制度であり、昭和 40 年代から国会などにおいて議論が始まり、最近では、平成 16 年 7 月に全国知事会が「平成 17 年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で「自動車税の徴収率向上や徴税事務の効率化を図るため、車検時徴収などの制度改正について研究・検討を行うこと」を国に対して要望しているが、自動車税の賦課・徴収事務全般について大幅な効率化・省力化が実現するというメリットがある半面、クリアすべき問題点も多いとして創設には至っていない。

このような「車検期納税」をなくすような取組を関係機関とともに検討すべきではないかと考える。例えば、国の機関である宮城運輸支局との連携を深めて、車検に訪れる自動車ディーラー等の業者の理解と協力を求め、その先の納税者の意識改革を促すような啓蒙活動が考えられる。



## 7. その他直接税

### 意見 21 鉱区税の100%徴収 (本文 125 ページ)

滞納者はいずれも県外の事業者であり、実際の採掘はしていない鉱業権者である。県は、保有資産調査を実施し電話での納税推進を図る方針であるが、対象者の所在が遠隔地で課税額も極めて僅少のため訪問は実施していない。経済効率性を考慮すればやむを得ない対応と考えられるが、滞納件数が少ないことから、電話による督促を強化して100%徴収を目指すべきである。

### 意見 22 核燃料税に関する調査の実施 (本文 128 ページ)

核燃料税の納税義務者は1社だけであるが、1件当たりの調定額は2億円を超え、多額である。核燃料税の調査については、前年度に挿入された核燃料の価格について納税義務者の台帳をもって確認する調査を年1回実施している他県の事例もある。課税標準の計算要素である核燃料の単価及び本数が毎回変動する状況及び課税標準が高額であることを考慮すると、挿入体数及び核燃料の単価についての調査を、少なくとも数年に一度は実施することが適切である。

## 8. 間接税

### 意見 23 調査実施の間隔 (県たばこ税) (本文 133 ページ)

直近の調査は平成21年11月19日に実施されており、平成13年度に行われた前回の調査から8年を経過していたため、その理由を質問したところ、本来は年1回実施すべきところであるが、全国的に販売網を持つ他県本店の販売業者とは異なり、宮城県内のみでしか取引がない当該事業者は他県本店業者と比較して取引量も少ないため、重要性が乏しいと判断したためとのことであった。

重要性を考慮して調査を毎年行わないことには合理性があるものの、8年間のブランクは長すぎると思われる。毎年調査を実施することは必ずしも必要とは思わないが、少なくとも数年に一度は調査を実施することが望ましい。

### 意見 24 滞納への対応方針の策定 (ゴルフ場利用税) (本文 139 ページ)

平成20年度に県は特別徴収義務者2法人分、合計32百万円を不納欠損処理した。両法人ともゴルフ場を所有せず、賃貸借により事業を運営してきた業者であった。現在、ゴルフ場を所有しない運営形態のゴルフ場は県内44施設のうち5施設が該当する。

県税事務所担当者には異動があることを考慮すれば、該当施設がある県税事務所担当者に対し、継続的な対応方針の周知・徹底を図るために、ゴルフ場利用税の大口不納欠損の事例を教訓とした、ゴルフ場の運営形態に応じた滞納への対応方針を策定することが望ましい。

## 9. 目的税

### 意見 25 自動車取得税の100%徴収 (本文 142 ページ)

自動車取得税は、自動車の登録と同時に申告・納付がなされるため、原則として滞納は生じないはずであるが、件数・金額ともわずかであるものの収入未済額が生じている。これは、主に個人間における中古車の低廉又は無償の譲渡等の際、自動車取得税が課税されないと誤解し申告しないケースがあることが主な要因である。

滞納件数が少ないだけに100%徴収も可能ではないかと思われる。平成20年度において100%徴収されていないのは、東北6県の中では宮城県を含む2県だけである。他県の施策等を参考にして、100%徴収が可能となるような工夫をすべきである。

### 意見 26 複数免許区分を持つ申告書への添付書類 (狩猟税) (本文 144 ページ)

複数の免許区分で申告が必要な者は、免許区分ごとに申告書を提出する必要があるが、その者が県民税の所得割を納付することを要しない旨の証明書の添付が必要な者である場合には、一つの申告書には証明書の原本を、他の申告書には証明書のコピーの添付を求めている。その上で、コピー添付分については、改めて原本との照合を行っている。

所得要件の確認とエビデンス (疎明資料) の保管が目的であれば、コピー添付を求めるのをやめ、申告書欄外等適当な箇所に証明書原本は別申告書に添付されている旨を記載するだけで足りるものとする。小さなことではあるが、県担当者の事務効率改善の観点から有益であるし、納税者にとって親切でもある。

### 指摘 6 不正軽油 110 番 (軽油引取税) (本文 149 ページ)

平成20年度は不正軽油110番に8件の情報の提供があった。このうち、平成21年9月3日現在、解決済となっていない5件について、解決済か否か等についてのヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、5件のうち3件が解決済、2件が継続調査中ということであった。

平成20年度に受け付けた情報が翌年度半ばになっても、半数以上が書類上未解決扱いとなっていることについては、不正軽油110番を開設している以上、適時適切に対応すべきであった。また、不正軽油問題が環境汚染の原因にもなり得ることを考えれば、通報及び対応状況の概略については調査終了後速やかに公表すべきであるとする。

### 意見 27 産業廃棄物税の目的事業充当割合 (付随意見) (本文 160 ページ)

産業廃棄物税は、条例において、徴収に要する費用を除いた額を「産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用」に充当することとされているが、過年度の税収額に対して事業に充当された金額の割合をみると、平成20年度は88.4%まで上がっているが、4年間累計では66.6%にとどまっている。

基金の用途や管理については、税務部門以外の別の部署において所管しているところであるから、今回の監査においては直接の監査対象ではなく、支出内容や支出計画などについての調査は行っていないが、今後、より積極的かつ効果的に事業が実施されることが望まれる。

**意見 28 産業廃棄物税の調査 (本文 161 ページ)**

「産業廃棄物税に係る事務の取り扱いについて」(平成 17 年 2 月税務課通知)の「第 11 調査 5 税務署等への所得調査」には、「所得の推移と埋立量の推移を比較するなどして申告書の妥当性を検討する。」とされているため、その実施状況について各県税事務所へヒアリング又は文書照会を行ったところ、仙台北県税事務所では、法人事業税の申告書を用いて実施しているが、他の県税事務所では実施していないとの回答であった。産業廃棄物税に関する調査を効果的かつ効率的に実施するためには、この手法も有効であると思われるため、今後における実施を検討されたい。

**10. 滞納整理事務**

**指摘 7 個別資料(個票)の網羅性(本文 166 ページ)**

一部の滞納者ファイルを閲覧した中に、通常は交渉経過等を記載した紙面が綴られているはずのところ、これらの資料が何も綴られていなかった事例がみられた。そこで、個別資料(個票)と税務総合管理システム上の未納者一覧表との突合に関して、各県税事務所にアンケートを実施した結果は以下のとおりであった。

- 年 1 回実施している。 ⇒ 1 県税事務所(滞納者管理データの更新時)
- 年 2 回実施している。 ⇒ 1 県税事務所(4 月と 6 月)
- 年 4 回実施している。 ⇒ 1 県税事務所(9 月末、11 月末、2 月末、5 月末)
- 不定期に実施している。 ⇒ 6 県税事務所(催告書の発付時、差押予告時等)
- 随時に未納リストデータと個票の突合を実施している。 ⇒ 1 県税事務所

比較的規模の大きい県税事務所では実施時期はまちまちであるものの、定期的に突合作業を実施しているが、半数の県税事務所では不定期に突合作業を実施しているとの結果であった。紙で管理する以上は、滞納者が滞納整理票により漏れなく管理されているかを定期的に確認することが必要である。

**意見 29 進行管理の工夫(本文 167 ページ)**

現行の税務総合管理システムの枠組みの中で、以下のような管理の工夫をしている県税事務所もあった。

- 未納者一覧表(税務総合管理システムのデータを加工したもの)を表計算ソフトに出力し、各担当者が交渉方針の計画等に利用するため、当該データを加工して利用。
- 平成 20 年度より住民税調査の結果を表計算ソフトでデータ化している。これにより、次に給与調査あるいは差押を実施する対象を絞り込みやすくしている。
- 担当者変更への対応として「滞納者調査結果整理票」に財産の状況など調査結果を記載し、各滞納者の管理ファイルに表紙として綴ることによって、担当者が変更になった場合にも状況を把握しやすいようにしている。

ただし、未納者一覧表には差押等の実施の有無は記載されているが、日付データがないために、いつ実施したのかが不明であり、結局、紙面による管理が進行管理の大部分を占めている状況にあった。

これらを踏まえて、以下のような進行管理の改善が必要と考える。

- 滞納者の情報について、順次データベース化することにより、交渉過程を把握しやすくするとともに、書類の紛失等を防止する。担当者の異動による引継ぎの際も、当初からの状況が把握しやすくなる。
- 調査、差押等の実施項目及び実施日をデータ上明確にすることにより、交渉、調査等を効率的に実施する。

また、上記以外にも各県税事務所で工夫し、実効性が上がっている管理方法については、他の県税事務所へも紹介し、導入支援を行うなどを検討すべきである。滞納整理票のデータ化による、より効率的な管理と滞納整理事務の促進が望まれる。

#### **指摘 8 滞納整理に関する迅速な対応（本文 172 ページ）**

実際の滞納事案をもとに滞納整理事務の妥当性について検討した結果、おおむね適切に事務の執行がなされていたが、中には問題のある事例（本文参照）も存在している。

事例 1 は平成 21 年 3 月から 6 月の間及び 6 月 24 日以降については交渉経過の記録が一切なく、迅速な対応がなされているとはいいがたいものであった。

事例 2 は平成 20 年 1 月に実施した固定資産調査以後、処分停止も定期的な調査も実施することなく 2 年近く放置されていた。また、1 年以上前（平成 20 年 5 月）に同一人が代表者である B 社に A 社（滞納者）の土地建物名義が移転していることが、最近（平成 21 年 11 月）になって判明したという事実もある。

事例 3 は東京都に住所地のある不動産会社のケースであり、平成 20 年 2 月 19 日の最終納付から同年 10 月 30 日の東京都への現地調査まで 8 カ月が経過しているのは、迅速な対応とはいいがたい。他の地方自治体が既に差押を実施しており、結果論ではあるが、早急に調査を開始していれば先んじて差押を行う可能性のあった事例である。

事例 4 は大型不動産物件の競落人が登記しなかったために、課税のタイミングが大きく遅れたものであり、価格が確定した段階で課税は可能であった。当該事例の場合、早い段階で会社と接触すべきケースであった。

以上のように、早期の段階で行動を起こしていれば状況が変わっていたかもしれないケースはこれ以外にもあるかもしれないし、いま現在も、収入未済額が回収困難な状態に変化しつつある滞納繰越分もあるであろう。これら滞納繰越分が回収不能になることを最小限にとどめるためには、どのような場合が危険の兆候であるのかを理解し、どんな方法、処置をとるべきかが分からなければならない。そのためにはさまざまな事例から学ぶことが重要である。その意味で、県税事務所あるいは担当者によって対応のばらつきが生じないように、県全体で情報の共有化と事務処理の統一化を図ることを検討すべきである。

#### **意見 30 進行状況のチェック体制（本文 176 ページ）**

滞納整理事務の進行状況を担当者以外の方がチェックする仕組みがあるか、ある場合にはそのチェックの方法について各県税事務所に照会したところ、進行状況についてはすべての県税事務所でチェックは行われていた。ただし、チェックの方法は各県税事務所によ

ってそれぞれ異なっていた。

現状のチェックの体制・方法について、一定のルールを設けてはどうかと考える。それにより、例えばどのような所内会議をどの程度の頻度で開催するか、チェックの対象と範囲をどうするか、何を管理ツールとして使用するか、といったことが明確になり、県税事務所ごとの相違が少なくなり、県税事務所によって対応が異なることもなくなる。

このような体制にすることで、前に記載した滞納事例にみられたようなタイミングの遅れの改善に効果があり、また、滞納者を回収見込みの程度によってある程度整理分類できるようになることから、徴収事務に濃淡をつけ、回収見込みの高い案件からは洩れなく徴収できるような体制にすることが可能になると思われる。

### 意見 31 民間委託の検討 (本文 177 ページ)

滞納件数は、平成 20 年度決算時点で個人県民税を除き約 5 万件、そのうち自動車税が約 4 万件である。県税事務所によっては、一人の徴収担当職員が 200～300 件の滞納者を管理している場合もある。また、県税事務所では、徴収に関する事務の中でも納税者からの電話対応にかなりの時間が割かれるという状況がみられる。

苦情への対応、若しくは自動車税のような少額かつ件数の多い税目についての初期段階での電話催告などについては、滞納事案を類型化した上で民間によるコールセンターを活用することが有用と考えられる。

なお、県では現在、非常勤職員を採用し休日訪問による自動車税の徴収を実施しているところである。このような取組のほかに、さらに次のような業務の整理分類をした上で民間委託、非常勤職員、県職員により各業務を分担し、より効率的で効果的な徴収事務執行体制の整備を検討することが望ましい。

- 滞納事案の類型化 (税目、回収可能性の度合い、分割納付など)
- それぞれの類型において実施している徴収業務の整理 (電話催告、初期段階の財産調査、分割納付の入金管理など)
- 各業務について民間委託、非常勤職員、県職員のいずれが担当すべきかの整理

(参考) 業務の分類と担当の整理例

業 務	担 当
電話催告	民間
財産調査 (初期)	職員 (対象者の抽出を横断的に実施)
休日訪問	非常勤職員
分割納付の入金管理	職員 (一括管理)
定期的な催告書の発送	非常勤職員

### 意見 32 分納誓約の場合の徴収 (本文 178 ページ)

平成 20 年度における分納誓約の件数は現年課税分及び滞納繰越分を合わせて 3,306 件 (税額では 205 百万円) であり、これを漏れなく管理することはかなりの事務作業ではあるが、分割納付の効果を上げるために以下の 2 点について提案したい。

① 入金の一括管理

分納誓約がなされた場合は各担当者がすべてを管理するのではなく、他者が、若しくはシステム上で一括して入金管理を行う。そして、分納期限に入金されなかった場合には、速やかに催告書の発送等の対応を実施する。

② 口座振替の利用

現在、分納誓約を行った場合の徴収については、分納期限に合わせて納税通知書を送付し、これにより滞納者が支払いを行っているが、この徴収について口座振替の利用を勧めていく。ただし、口座振替は現在では個人事業税と自動車税の徴収に限られており、新規に口座振替を行う場合には税務総合管理システム上の対応が必要であるので、今後収納方法の拡大を検討していく中で、検討項目に加えることを望むものである。

**意見 33 延滞金の管理 (本文 179 ページ)**

滞納整理票を閲覧した結果、分納誓約で本税が完納した場合に延滞金のみが未納となっている案件が多く、この場合に滞納者との交渉も後手に回りがちな事例 (本文参照) があつた。この事例では延滞金のみとはいえ 1,059 万円と多額である。当該法人は赤字ながらも平成 19 年度までは営業していたのであるから、その間に徴収手続を行っていれば少額でも回収された可能性はある。

税務総合管理システムでは、延滞金の額は検索すると表示される仕組みになっているが、延滞金は収入額をもって調定額としているため、全体として既に発生している延滞金の残高はいくらか、という認識はされていない。

また、分納誓約においても、延滞金については「本税完納後確定」と記載されるのみで、具体的にどのくらいの額になるかは徴収担当職員が滞納者に対して概算で案内する程度である。延滞金とはいえ、徴収事務にかけるコストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れのないような工夫が必要である。

そのためには、徴収担当者が確定した延滞金額だけではなく本税未納分に対する延滞金も含めて残高管理を行い、その上で滞納者に対して、常に本税とともに延滞金の額を提示 (その時点で本税を納付した場合の延滞金額) する仕組みを検討すべきである。また、既に延滞金のみで長期にわたり未納となっている案件については、定期的に入金の可能性について検討・整理することも必要である。

## 11. 収納対策

**意見 34 個人県民税の特別徴収の推進 (本文 186 ページ)**

税源移譲による個人県民税の税率の引き上げに伴い、平成 19 年度課税より個人県民税の調定額が大幅に増加しており、平成 20 年度では 73,417 百万円と、この 5 年間で 2 倍以上になっている。また、収入未済額についても平成 20 年度は 5,417 百万円と、県税全体 (8,167 百万円) の 66.3% を占め、かつ、増加傾向を示している。収入率については、平成 20 年度の 92.65% は全国平均値の 93.45% 及び県が掲げた平成 20 年度目標値の 95.0% を大きく下回る状況となっている。

個人県民税の徴収方法には普通徴収と特別徴収の2通りがあり、特別徴収の場合にはほぼ100%の納付が期待できる。また、徴収事務の作業量は格段に軽減される。したがって、滞納を発生させないという点で、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げることである。

そこで、平成20年度の宮城県及び全国における給与所得者の特別徴収実施割合をみると、宮城県における特別徴収の実施割合は68.9%であり、全国平均を約1ポイント下回っている。次に、宮城県内の市町村別の特別徴収実施割合をみると、納税義務者の最も多い仙台市においては、特別徴収実施割合は74.3%と県平均よりかなり高いものの、納税義務者が1万人を超えるその他の市町村で特別徴収実施割合がかなり低い市町村も散見される。中には50%にも満たない町もある。

県においても個人県民税の収入未済額の増加を強く認識し、収入率の向上に向けてさまざまな取組を実施している。この取組の1つとして、平成21年4月1日より県内25市町村と共同で税の徴収専門組織である「宮城県地方税滞納整理機構」を設置した。また、平成21年度における特別徴収推進策として、以下の対策を掲げている。

- ・特別徴収未実施事業者への働きかけ（市町村と合同で訪問）
- ・給与支払報告書の見直し
- ・広報の実施・強化

給与所得者の個人住民税については、原則として市町村が給与支払者に特別徴収させなければならないとされているので、県が市町村と共同して特別徴収への移行を働きかけることは非常に重要であり、上記のような県の取組は意義のあることと考える。

さらに、他県では入札参加資格申請や各種補助金等の交付申請時に、事業者が個人住民税の特別徴収を実施しているかどうか、あるいは個人住民税の滞納がないことを確認するなど、特別徴収未実施の事業者や滞納者に対する行政サービスを制限することにより、その拡大を図っているところもあるようである。

以上から、特別徴収の実施割合を高めていくための現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリングなど、取組方法をより深めていくことが重要であると考えられる。

一方、これらの推進活動を通して浮かび上がってきた問題として、事業者側において「知らなかった」、「手続が面倒と思っていた」など、特別徴収制度に対する正しい理解が不足していることが挙げられている。他方、市町村においては地方税法で義務と定められているにもかかわらず、管内の事業者に対する特別徴収推進への取組に消極的な姿勢が散見されたようである。特別徴収に関する地方税法の諸規定をみると、従業員数が少ないとか経理事務負担が大きいとかの理由により特別徴収を行わずに普通徴収を行う余地は、地方税法の取扱いとしては認められていないと解釈するのが正しい理解である。

したがって、特別徴収の推進を図るに当たって最も重視すべき点は、まずは市町村の担当者に正しい理解を持ってもらい、県との協力関係の下で積極的に管内の事業者を説得す

る方向に導くことであり、また、既に始めている事業者や納税者に対する特別徴収制度自体のPRを、より広範囲に継続的に実施していくことであろうと思われる。

とりわけ、市町村との共同による推進活動に関しては、現在、仙台市（仙台中央県税事務所管轄）と県が協力して事業者の説明して回るという働きかけが実施されていない（平成20年度の実績はなし。平成21年度の計画はない。）ので、仙台市全域におけるこのような取組の実施を検討すべきである。

特別徴収の実施割合という点では仙台市は74.3%と、県全体の平均よりも高いものとなっている。しかし、個人県民税の収入未済額でみた場合には県全体の51%（平成20年度の現年課税分：1,125百万円／2,200百万円）を占めており、また、特別徴収に移行していない納税者の数でみた場合には、県全体の37%（平成20年度：98,231名／264,258名）を占めており、他の市町村に比べるとその影響は突出して大きなものとなっている。

このような実状からすると、仙台市だけ県の関与を行わない根拠は乏しく、逆に積極的に共同で特別徴収推進の働きかけを行うべきであり、それにより、かなりの効果が期待できるものと推測される。

以上のような取組により、県全体での特別徴収実施割合の向上、ひいては個人県民税の現年課税分の収入率の向上、そして収入未済額の大幅な縮減につながるものと考えられる。

#### **意見 35 コンビニ収納の導入（本文 192 ページ）**

個人住民税のコンビニ収納の導入については、徴収は市町村が主体となっているため、県のみで決定できるものではなく、また、これを実現するためにはシステムメンテナンスや収納にかかる手数料も発生するため、容易に導入できるものではない。しかし、納税者の利便性が向上し、県や市町村にとっても収入率の向上につながる有効な方法であるから、県からの提案として、市町村でも個人住民税についてコンビニ収納が可能となるような働きかけを検討すべきであると考えられる。

## **12. 税務総合管理システム**

#### **意見 36 情報システムについての優先順位付けの必要性（付随意見）（本文 202 ページ）**

バックアップ及び復元手続であるが、バックアップデータについては本庁のみで保管されている。データの保管されている機械室については災害に対する対策がなされており、大規模な災害が生じたことによって直ちにデータが毀損するという事態は考えにくい。しかし、本庁に集約されているというのは決して望ましい状態とはいえないことから、遠隔地へバックアップを保管することが検討されてもよいものと考えられる。

この点を税務課に質問したところ、データの安全性の確保については、サーバを本庁舎電子計算機械室に移設するとともに、バックアップデータを本庁舎事務機械室に保管する等の安全性向上の取組を推進している。さらに、安全性を高めるため遠隔地にデータを保管することは有効な方法であることは理解しているが、現在のセキュリティポリシーを踏まえ災害発生確率と費用対効果を勘案し、遠隔地保管を実施していないとの説明であっ



た。

また、県全体の情報システムのバックアップについて情報政策課に確認したところ、「情報システムの保守に関する対策基準」において、各情報システム管理者がバックアップ媒体の保管や管理方法について実施手順を定めることとしているほか、その運用状況については内部監査を実施、確認し、必要な指導をしているとのことであった。さらに、現在、情報システムに係る業務継続計画（BCP）を策定中で、来年度の完成を予定しており、その策定過程でもバックアップ体制について検討しているとのことであった。

情報システムの効果的かつ効率的な運用を図るためには、重要度に応じた管理手続を定める必要があると考える。その一環として県全体の立場から個々の情報システムについての優先順位付けを行い、それに基づいて管理手続の取捨選択を検討すべきである。ここでいう優先順位付けであるが、情報システムが提供する役務の内容や当該役務の提供がなされないことによる県民への影響等を勘案して総合的に実施されるものである。また、管理手続は特定の順位ごとに一律に行うものではなく、優先順位に応じた管理手続の「幅」を認め、個々の情報システムの管理責任者はその「幅」の中で管理手続を取捨選択していくものである。

情報システムの優先順位とそれに応じた管理手続の実施は、情報システムの開発や調達及びその後の管理手続を効率的に実施することを可能にするだけでなく、情報システムへの効果的な投資も可能とする、メリハリの利いた情報システムの構築及び運用の一助となるものである。

冒頭のバックアップの遠隔地保管を例にとると、これによりデータの毀損のリスクを大幅に低減させることが可能になるが、一方で、相応のコストが発生することも予想される。したがって、バックアップの遠隔地保管については、データの毀損による県民の人命、財産に対する影響の程度などを考慮し、慎重に検討されなければならない。情報システムの機能や利用される状況など、それぞれの情報システムが有する性質を勘案しながら情報システムの優先順位を取り決め、それに応じた管理手続がなされることが望ましいと考える。